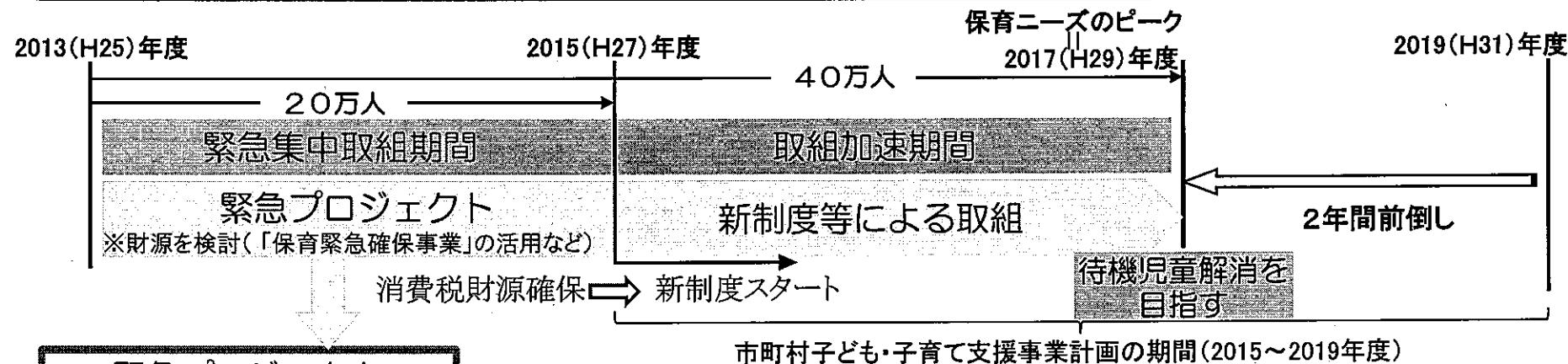


待機児童解消加速化プラン

- ◆待機児童の解消に向け、2年後の子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。
- ◆足下2年間の「緊急集中取組期間」と、新制度で弾みをつける「取組加速期間」で、待機児童の解消を図る。

- ▶ 「緊急集中取組期間」(平成25・26年度)で約20万人分の保育を集中的に整備できるよう、国として万全な支援を用意。
※地方自治体が更にペースアップする場合にも対応。
- ▶ 「取組加速期間」(平成27～29年度)で更に整備を進め、上記と合わせて、潜在的なニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を確保。
- ▶ 保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す。



緊急プロジェクト

支援パッケージ ~5本の柱~

- ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）
- ② 保育の量拡大を支える保育士確保（「ヒト」）
- ③ 小規模保育事業など新制度の先取り
- ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
- ⑤ 事業所内保育施設への支援

※保育緊急確保事業その他の消費税財源を用いた施策として行うほか、所要の財源を検討。

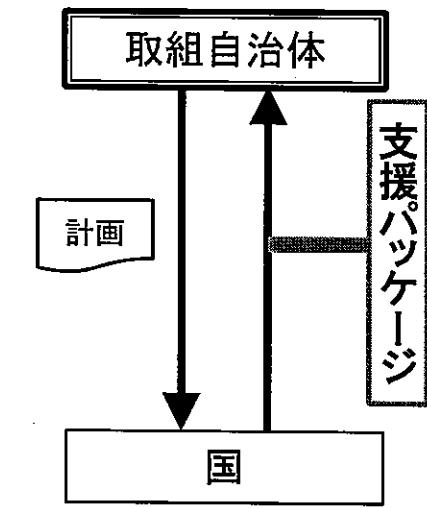
緊急プロジェクト（平成25・26年度）

コンセプト

- 意欲のある地方自治体を強力に支援(市町村の手上げ方式)
- 今後2年間でできる限りの保育の量拡大と待機児童解消を図る。
- 参加市町村は、待機児童の減少目標人数、保育の整備目標量を設定。

支援パッケージ～5本の柱～

<計画の策定>
・待機児童の減少目標人数
・保育の整備目標量



・パッケージによる万全の支援

① 貸賃方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）

- 施設整備費の積み増し。中でも都市部に適した賃貸方式を活用し、株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備を推進。
- 用地の確保が難しい都市部の事情に対応し、国有地等を積極的に活用。
- 民有地のマッチング事業を導入(地主と整備事業者の結び付けによる整備促進)。

② 保育の量拡大を支える保育士確保（「ヒト」）

- 潜在保育士の復帰を促進し、他業種への移転を防ぐための待遇改善。
- 認可外保育施設で働く無資格者の保育士資格取得支援。

③ 小規模保育事業など新制度の先取り

- 小規模保育(運営費、改修費、賃借料等を支援)、幼稚園での長時間預かり保育など、新制度を先取りして実施(即効性のある受け皿確保)。
- 利用者支援の先取り実施(保護者と適切な施設・事業の結び付け)。

④ 認可を目指す認可外保育施設への支援

- 認可保育所に移行する意欲のある認可外保育施設について、改修費、賃借料、移転費、資格取得費、運営費等を国が支援し、質の確保された認可保育所へ5年間で計画的に移行できるようにする。

⑤ 事業所内保育施設への支援

- 企業からの強い要望を踏まえ、「自社労働者の子を半数以上」とする助成要件を緩和する。

待機児童解消加速化プランの支援パッケージ

- 潜在ニーズも含めた待機児童の解消を強力に進めるため、潜在ニーズも含めた待機児童の解消に意欲のある自治体の手上げ方式により、以下の支援策を総合的に実施。(この他、所要の保育所運営費も確保)

～5本の柱～

(注)以下については、現段階で想定しているものであり、今後変更があり得る。

1. 貸貸方式や国有地も活用した保育所整備【ハコ】

[施設整備費]

- 保育所緊急整備事業

[改修費・賃借料等]

- 賃貸物件を活用した保育所整備事業

[新] ○小規模保育設置促進事業(※)

[新] ○幼稚園預かり保育改修事業

- 家庭的保育改修事業

「土地等の確保」

[新] ○民有地マッチング事業

- 国有地、公有地の活用

2. 保育の量拡大を支える保育士確保【ヒト】

[保育士確保施策]

- 保育士養成施設新規卒業者の確保

- 保育士の就業継続支援

- 潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置

[新] ○再就職前研修の実施

[新] ○職員用宿舎借り上げ支援

[保育士の資格取得と継続雇用の支援]

- 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援

- 保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付

[保育士の待遇改善]

- 保育士の待遇改善

3. 小規模保育事業など新制度の先取り

[小規模保育運営支援事業]

[新] ○施設型小規模保育事業(利用定員6人以上19人以下の施設)への運営費支援(※)

- グループ型小規模保育事業(複数の保育ママが同一の場で実施)への運営費支援

[長時間預かり保育支援事業]

[新] ○幼稚園で行う長時間預かり保育への運営費支援

[利用者支援]

[新] ○利用者支援の強化に向けた専任職員の配置(※)

4. 認可を目指す認可外保育施設への支援

[整備費支援]

[新] ○改修費、賃借料等(※)

[運営費支援]

[新] ○一定程度の基準を満たした施設への運営費支援

[移行費支援]

[新] ○認可化移行可能性調査費

[新] ○移転費用、仮設費用等(※)

- 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援

【再掲】

5. 事業所内保育施設への支援

- 助成要件を緩和(※)

保育の量的拡大と質の確保

(注1)「5. 事業所内保育施設への支援」は労働保険特別会計、その他の事業は安心こども基金により実施。

(注2)※は財源を検討(保育緊急確保事業の活用など)（次頁以降も同様）

待機児童解消加速化プラン事業の具体的内容（補助メニュー）

1. 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備【ハコ】

(注)以下、下線は平成25年5月10日
送付の事務連絡から内容を具体化。

○賃貸物件の活用等も含め、スピード感をもって都市部の整備を進める。

(1) 施設整備等補助関係

[補助概要] 認可保育所の施設整備費や、賃貸物件等を活用した施設の設置に必要な改修費・賃借料等の補助を行う。
※地方負担に対する適切な配慮(財政力のある団体も含めた国庫補助率の暫定的な嵩上げ等)について検討中。

| 事業名 | 内容 | 備考 |
|------------------|--------------------------------------|--|
| 保育所緊急整備事業 | 認可保育所の施設整備費 | 平成24年度予備費で積み増し (土地借料補助加算の拡充:加算額300万円→2,000万円、 補助率:国2/3(安心こども基金の要綱改正により対応)) |
| 賃貸物件を活用した保育所整備事業 | 賃貸物件を活用した保育所等の設置への支援 | 平成24年度予備費で積み増し |
| 新 小規模保育設置促進事業 | 小規模保育(施設型)実施施設設置への支援 3(1)参照 | (※) |
| 新 幼稚園預かり保育改修事業 | 幼稚園で行う長時間預かり保育のための改修等への支 援 3(2)参照 | 安心こども基金の要綱改正により対応 (補助基準額:2,000万円、補助率:国2/3) |
| 家庭的保育改修事業 | 家庭的保育(グループ型含む)の実施への支援 | 平成24年度補正予算で積み増し |

新

(2) 民有地マッチング事業【安心こども基金の要綱改正により対応】

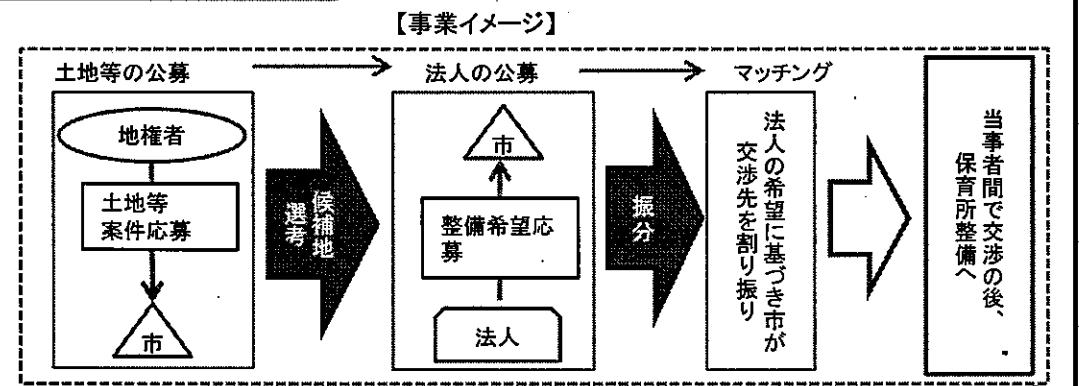
[補助概要] 土地等所有者と保育所整備法人等のマッチング
(物件及び事業者の公募、選考、振り分け)を行う事業

[補助内容] マッチングに必要な経費
(賃金職員雇上費、広報費用、旅費、通信設備導入費等)

[補助対象] 市町村、市町村の委託を受けた者

[補助額] 都道府県知事が必要と認めた額

[補助率] 定額



2. 保育の量拡大を支える保育士確保【ヒト】

○潜在保育士の復帰、保育士の処遇改善、認可外保育施設で働く無資格者の保育士資格取得支援等を進める。

(1) 保育士確保施策

①保育士養成施設新規卒業者の確保 [平成24年度補正予算で積み増し]

- ・保育士の仕事の大切さや魅力を伝えるための取り組みや、養成施設の就職あっせん機能を向上させるための研修費用の助成

②保育士の就業継続支援 [平成24年度補正予算で積み増し]

- ・新人保育士を対象とした、就職前の期待と現実とのギャップ(リアリティシック)への対応方法、保護者対応等のストレスの高い業務についての研修費用の助成
- ・保育所の管理者(所長等)に対し、離職防止につながる人事管理や職場環境改善等の研修費用助成

③潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置 [平成24年度補正予算で積み増し]

- ・潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」への助成

〔保育士・保育所支援センターの業務〕

- 潜在保育士の相談・就職あっせん、潜在保育士の活用方法に関する保育所への助言、
保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応(職業体験など) 等
- ・保育士養成施設から卒業生に対し、再就職支援機関や再就職支援研修を周知する費用の助成

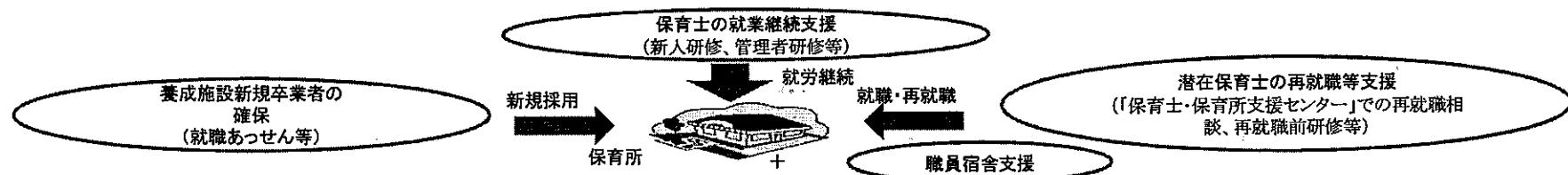
新 ④潜在保育士の再就職を支援するため、現場復帰に必要となる講座や施設実習を行う [安心こども基金の要綱改正により対応]

- ・保育所等の経営者や管理者を対象とした研修、再就職を希望する者への再就職前の保育実技研修等を明記
〔補助率〕国1／2

新 ⑤職員用宿舎借り上げ支援 [安心こども基金の要綱改正により対応]

- ・宿舎借り上げのための賃借料を補助
〔補助対象〕 保育所等(認可保育所、認定こども園、加速化プラン対象認可外保育施設。公立は除く。)に新規に採用された者又は保育所等に採用されてから5年以内の者

〔実施主体〕 市町村又は保育所等の設置者 〔補助基準額〕 1戸当たり月額8万円 〔補助率〕国1／2



(2)保育士の資格取得と継続雇用の支援 [平成24年度補正予算で積み増し]

①認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援

- ・認可外保育施設を対象に、保育従事者の保育士資格取得に要する費用(通信制保育士養成施設の受講料の1/2)、受講に伴う代替要員費を助成する。

②保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付

- ・保育士養成施設の入学者を対象に、保育士資格取得に必要な修学資金の貸し付けを行う。(卒業後に保育所等で5年間業務に従事した場合は返済を免除)

※生活保護世帯の児童が貸付を受ける場合は、生活費として上乗せ。

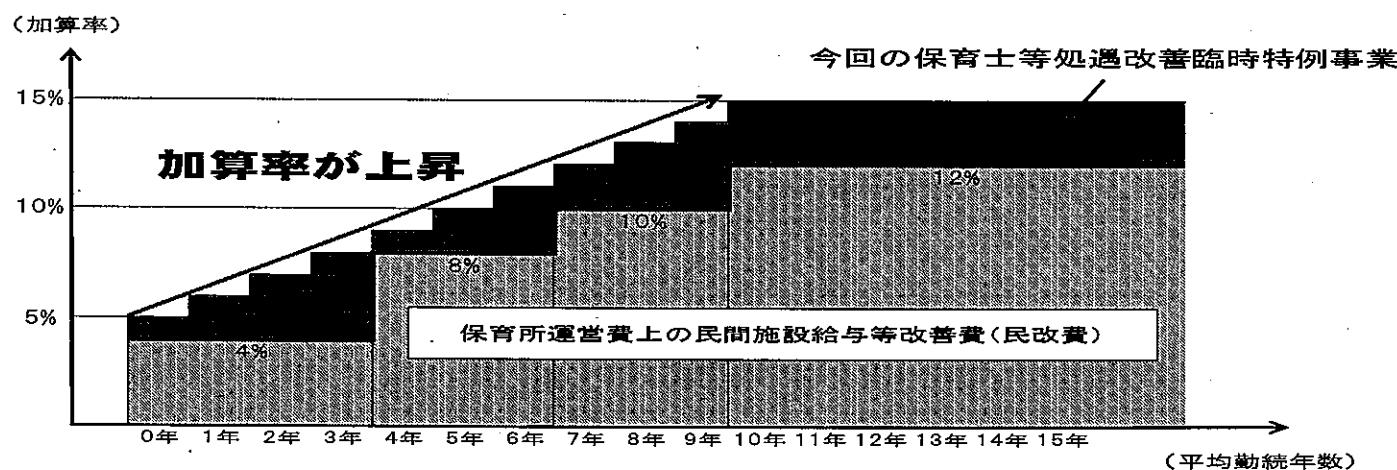
※介護福祉士等修学資金貸付と同様に、都道府県から団体に貸付資金の補助

(3)保育士の待遇改善 [平成24年度補正予算で積み増し]

- ・保育士の待遇改善のため、保育所運営費の民間施設給与等改善費(民改費)を基礎に、上乗せ相当額を保育所運営費とは別に交付する。交付対象は、私立保育所(私立認定こども園の保育所部分を含む)の保育士等とし、上乗せ相当額を保育所に交付。

※民間施設給与等改善費は、保育士等の平均勤続年数に応じた加算率により私立保育所に対する保育所運営費を上乗せする仕組み。

※保育所に対し、①待遇改善計画の策定、②実績報告を求める。



3. 小規模保育事業など新制度の先取り

○新制度の施行を見据えて、保育の量拡大に繋がる新制度の先取りとなる事業を実施。

新

(1) 小規模保育運営支援事業

[補助概要] ・待機児童の大部分を占めている3歳未満児について、重点的に受け入れを増加させる。

①施設型小規模保育事業（※）

現行、補助対象とならない利用定員6人以上19人以下の認可外保育施設について、新制度では地域型保育給付の対象となることから、待機児童の解消に向け、新制度の施行を待たずに、一定の基準を満たす施設に対して、運営費の補助を行う。

②グループ型小規模保育事業 [平成24年度補正予算で積み増し]

グループ型小規模保育の実施要件を満たすものに対して引き続き補助を行う。

新

(2) 長時間預かり保育支援事業 [安心こども基金の要綱改正により対応]

[補助概要] ・幼稚園の人材・施設を活用し、預かり保育の拡充により待機児童の解消を図る。

[補助内容] ・幼稚園の預かり保育は、共働き家庭の子どもについても一定程度受け入れていることから、保育所と同様に11時間開所を行う私立幼稚園の預かり保育に対し、運営費の補助を行う。

[補助要件] ・事業開始後5年以内に幼保連携型又は幼稚園型認定こども園への移行に向けて事業を実施

・職員配置は設備運営基準に準じて配置(3歳未満児については保育士、3歳以上児については幼稚園教諭又は保育士)、施設設備は事業開始後5年以内に幼保連携型又は幼稚園型認定こども園に必要な基準を満たすこと。

・土曜日、幼稚園の長期休業日も原則として実施。

[児童1人当たり月額] 0歳児:107千円、1・2歳児:57千円、3歳児:11千円、4歳以上児:9千円 ※私学助成(一般補助)による支援とは別に補助

[補助率] 定額(平成25年度)

新

(3) 利用者支援（※）

[補助概要] ・子育て家庭が身近な場所で、子育て支援の給付・事業の中から適切に選択ができるように、地域の子育て支援の給付・事業の情報を集約、分かりやすく提供し、実際の利用に繋げていく。

[補助内容] ・利用者支援を実施する専任の常勤職員の配置に要する費用を支援。

4. 認可を目指す認可外保育施設への支援

- 新制度上の給付対象となる認可保育所又は認定こども園への移行を目指す認可外保育施設に対して、以下の支援を実施。

[補助要件]

- ・認可保育所又は認定こども園への移行を希望する施設であること。
- ・ハード面は認可基準を満たす見込みがあり(整備費支援(4(1))等により満たす場合を含む)、ソフト面は認可基準上の必要人員数を満たすこと。(有資格者(保育士又は看護師)比率は1／3以上であること。)(事業開始後5年以内)
- ・認可化移行可能性調査(←4(3)により支援)を実施する等により、施設設備面での課題解決や保育士資格を有していない者に指定保育士養成施設における受講によって保育士資格を取得させること(←2(2)①により支援)による保育士人材確保を図ること等を踏まえた認可化移行計画を策定し移行を図ること。

新

(1) 整備費支援 (※)

- ・認可基準を満たすために必要な、改修費・賃借料等の補助を行う。(間仕切り、スロープ、水回りの改修費、賃借料等)

新

(2) 運営費支援 [安心こども基金の要綱改正により対応]

- ・補助要件を満たした認可外保育施設に対して運営費を補助。(有資格者比率は1／3以上で可) ※新設又は定員増を行う場合以外も対象。

| 児童1人当たり月額 | 0歳児 | 1・2歳児 | 3歳児 | 4歳以上児 | 補助率 |
|----------------|-------|-------|------|-------|------|
| 有資格者比率1／3以上の場合 | 72千円 | 39千円 | 15千円 | 12千円 | |
| 有資格者比率6割以上の場合 | 89千円 | 48千円 | 18千円 | 15千円 | |
| 設備運営基準を満たす場合 | 107千円 | 57千円 | 22千円 | 18千円 | 国1／2 |

- ・開設準備費加算(新設又は定員増を行う場合の増加した定員分) 定員1人当たり 7,500円

新

(3) 移行費支援

①認可化移行可能性調査費 [安心こども基金の要綱改正により対応]

- ・認可保育所等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書を作成するための費用を助成
- ・計画書の作成後、認可保育所等に移行するまでの助言・指導するための費用を助成
〔補助基準額〕都道府県知事が必要と認めた額 〔補助率〕定額

②移転等支援事業 (※)

- ・移転に必要な経費への支援
- ・仮設設置支援(仮設設置が必要な場合)

5. 事業所内保育施設への支援

○事業所内保育施設は待機児童の減少にも貢献していることから、その充実を図るため、助成金の要件を緩和する。

(1) 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の要件緩和

労働保険特別会計で実施（要件緩和部分は(※)）

[緩和の概要]・事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の「自社労働者の子が半数以上いること」とする現行の助成要件を緩和する。

[緩和の内容]・事業所内保育施設設置・運営等支援助成金について、事業主等からの強い要望を踏まえ、「自社労働者の子どもが1人以上いること(雇用保険の被保険者の子が半数以上)」に緩和することにより、地域の待機児童受け入れに活用することを容易にする。

